

大阪市水道局告示第27号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月16日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指 定 年 月 日
成協信用 組合	御堂筋支 店	大阪府大阪市中心区博労町3－5－ 1 御堂筋グランタワー9階	令和7年 4月14日

（水道局総務部経理課）